

# 介護保険制度利用について

介護保険について

介護保険レンタル対象品

特殊寝台・  
特殊寝台付属品

床ずれ  
防止用具

体位  
変換器

車いす・  
車いす付属品

スロープ

移動用  
リフト

手すり

歩行  
補助つえ

歩行器

徘徊  
感知機器

自動排泄  
処理装置

介護保険  
購入  
対象品

腰掛便座

排泄予測  
支援機器

入浴  
補助用具

簡易浴槽

リフト  
吊り具

住宅改修  
について

## 介護保険の流れ

### 介護保険対象者

第1号被保険者	65才以上の方	●寝たきりや認知症などで常に介護を必要とする状態(要介護状態)の方 ●常時の介護までは必要ないが、家事や身支度など、日常生活に支援が必要な状態(要支援状態)の方
第2号被保険者	40才以上65才未満の医療保険に加入している方	●初老期認知症・脳血管疾患などの老化が原因とされる16疾患により要介護状態や要支援状態となつた方 ①.がん(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至つたと判断したものに限る。) ②.関節リウマチ ③.筋萎縮性側索硬化症 ④.後縦靭帯骨化症 ⑤.骨折を伴う骨粗鬆症 ⑥.初老期における認知症 ⑦.進行性核上性麻痺、大脑皮質基底核変性症及びパーキンソン病【パーキンソン病関連疾患】 ⑧.脊髄小脳変性症 ⑨.脊柱管狭窄症 ⑩.早老症 ⑪.多系統萎縮症 ⑫.糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 ⑬.脳血管疾患 ⑭.閉塞性動脈硬化症 ⑮.慢性閉塞性肺疾患 ⑯.両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症)

- 認定の効果は申請の時までさかのぼるので、申請すればケアプランに基づいてサービスを使い始めることができます。
- 但し、認定結果が“自立”と判定された場合には全額自己負担となります。

### 介護保険の利用手続きとサービス内容

#### 1 介護認定の申請



- お住まいの市区町村窓口、又は地域包括支援センター・指定居宅介護支援事業者にご相談ください。

#### 2 訪問調査



- 専門の調査員が訪問して、ご利用者の心身の状態などを聞きします。

#### 3 介護認定審査会が行われます。

- 保健・医療・福祉の専門家などが、訪問調査の結果と主治医の意見をもとに審査します。

介護保険  
購入  
対象品

腰掛便座

排泄予測  
支援機器

入浴  
補助用具

簡易浴槽

リフト  
吊り具

住宅改修  
について

### 要介護認定

#### 非該当

#### 介護予防ケアマネジメント

- 介護予防・生活支援サービス事業
  - ・訪問型サービス
  - ・通所型サービス
  - ・その他の生活支援サービス

- 一般介護予防事業
  - (※すべての高齢者が利用可能)

#### 要支援1・2

#### 介護予防サービスのケアプラン

- 介護予防サービス
  - ・介護予防訪問看護
  - ・介護予防福祉用具貸与・販売・住宅改修など
- 地域密着型介護予防サービス
  - ・介護予防小規模多機能型居宅介護
  - ・介護予防認知症対応型通所介護など

#### 要介護1～5

#### 居宅サービスのケアプラン

- 在宅サービス
  - ・訪問看護
  - ・福祉用具貸与・販売・住宅改修など
- 地域密着型サービス
  - ・小規模多機能型居宅介護
  - ・認知症対応型通所介護など

- 施設サービス
  - ・介護老人福祉施設(特養)※
  - ・介護老人保健施設
  - ・介護医療院

### 総合事業

※本カタログ記載の情報は令和5年12月時点の内容となっており、令和6年4月の制度改正情報を含んでおりません。

### 予防給付

### 介護給付